

令和3年度（2021年度）第2回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2021年6月2日（水）午後1時30分開会  
オンライン開催

## 1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日はお忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

私は進行を務めさせていただきます石井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Zoomを用いたオンラインでの開催とさせていただくこととしました。

本日は、委員総数15名中、会場出席が1名、オンラインでの出席が11名、合わせて12名の委員の方のご出席をいただいております。北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般傍聴者は受け付けていないことをご報告いたします。

併せて、報道機関から1社がいらっしゃっております。

## 2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ちまして、北海道環境生活部環境局長の土肥よりご挨拶を申し上げます。

○土肥環境局長 皆様、こんにちは。北海道環境生活部の土肥でございます。

皆様におかれましては、お忙しい中を本日の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本年4月26日をもって第22期の環境影響評価審議会委員として改選させていただきましたが、本日が改選後最初の会議となりますので、開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

このたびの改選では、新たに、廃棄物をご専門の石井委員、昆虫類をご専門の大原委員、生態系をご専門の笠井亮秀委員、環境法をご専門の鈴木委員、鳥類をご専門の先崎委員の5名の方々に委員にご就任いただいたところです。この場をお借りして委員の就任をご快諾いただきましたことに改めてお礼を申し上げます。この5名の新たな委員を含め、皆様にはそれぞれのお立場からご意見をいただければと考えてございます。

さて、国は、昨年10月の菅総理の所信表明演説において、2050年までの温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを図り、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されたところです。また、道におきましても、2050年に温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボン北海道の実現に向けて、取組を進めているところです。

環境アセスを取り巻く情勢といたしましては、これまでも、再エネ海域利用法の施行や風力発電所の規模要件の見直しなど、再生可能エネルギーの導入加速に向けた動きが見られるところですが、特に、本道は、風況に恵まれた適地を有するなど、再エネのポテンシ

ヤルが全国に比べて高いことから、今後、洋上風力をはじめとした環境アセスの対象となる風力発電施設の案件が増加していくものと想定しているところです。

再生可能エネルギーの導入は、ゼロカーボン北海道の実現に向け、地球温暖化防止の観点から大いに期待されるところでありますが、その一方で、生活環境や自然環境等への影響も懸念されるところであり、こうした課題に対し、地元自治体や住民の声を聞くプロセスを通じて、環境へ配慮されたよりよい事業計画へと導くアセス制度の重要性はますます増していくものと考えております。

今後のご審議に当たりまして、委員の皆様にはご負担をおかけすることになりますが、本道の環境影響評価の適切かつ円滑な運用に向け、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、石狩湾洋上風力発電事業など、3件についてご審議いただくこととしております。ただ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、リモート開催とさせていただいておりまして、皆様にご不便をおかけすることにお詫びを申し上げ、簡単ではありますが、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

#### ◎連絡事項

**○事務局（石井課長補佐）** 本日は、委員改選後、初めての審議会となります。第22期審議会委員の皆様につきましては、出席者名簿にお名前がございますし、オンラインでもありますので、個人のご紹介は失礼ながら省略させていただきます。

本日、欠席のご連絡がありましたのは、石井委員、三谷委員の2名でございます。

鈴木委員からは、前のご予定が早く終わりましたら参加いただけるというご連絡をいただいております。

続きまして、私ども事務局の紹介をさせていただきます。

課長の佐々木、係長の塚本、主任の菅原、秋山、主事的小林、五十嵐、そして、私、石井のメンバーで事務局を構成しております。今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事前にお送りしております資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1から資料1-3、資料2-1から資料2-4、資料3-1から資料3-3、資料4-1から資料4-3となっております。

それでは、本日は、新たに就任された委員もいらっしゃいますので、初めに、この審議会について、法や条例、アセスメントの制度なども交え、若干ご説明させていただきます。

まず、資料1-1をご覧ください。

審議会の設置根拠ですが、北海道環境影響評価条例第56条に、「この条例によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ環境影響評価に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、北海道環境影響評価審議会を置く。」との規定がありますので、この規定に基づき、設置されたものでございます。

そこで、条例についても関係部分を中心に少しだけご説明いたします。

資料1-1の下の囲みの目的にあります。環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価のしるべき事項等を定めることにより、その事業に係る良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することなどとなっております。そのため、真ん中辺の目次の段に移りますが、環境影響評価の配慮書、方法書、準備書、評価書等に関するしるべき事項や審議会等について定めております。

なお、条例に基づく環境影響評価、アセスメントの制度については、次の資料1-2をご覧ください。

裏面になりますが、アセスメントの対象事業は、道路、河川、鉄道等の16の種類がありますが、ここ最近では、発電所事業、それも風力発電所に関するものが大半を占めております。これは条例の対象事業を示したのですが、アセスメントは、条例だけでなく、法律である環境影響評価法でも定められており、こちらは条例よりも少ない13の事業が対象となっております。

また、第1種事業はアセスメントのしるべき事項が必須のもの、第2種事業は環境に与える影響が著しくなるかどうかを判定するもので、その結果によりアセスメントのしるべき事項を行うことがあるものです。

なお、法では対象の事業規模は、第1種事業は条例と同じ、第2種事業は第1種事業の0.75倍まで、条例では0.5倍と違いがございます。

次に、資料の2枚目に移りまして、しるべき事項の流れです。

真ん中に事業者という欄がありますが、事業者は、計画の初期段階から順に配慮書、方法書を作成し、この方法書に基づき、調査、予測、評価が実施されます。その後準備書が作成され、最終的に評価書にまとめられます。

2枚目の裏面に移りますが、環境アセスメントの項目は、人の健康の保護や生活環境の保全に係る要素として大気、水質、騒音など、生物の多様性の保全や多様な自然環境の保全に係る要素として地形・地質、動植物、生態系、身近な自然等との触れ合いに係る要素として景観などとなっております。

では、資料1-1の裏面に戻りまして、審議会の役割についてです。

環境アセスメントの制度は、条例だけでなく、環境影響評価法によっても定められておりますが、その対象事業について、事業者等が作成した配慮書、方法書、準備書について、環境保全の見地から知事の意見を述べることとなっており、その際には審議会の議決を経ることが条例の第3条の10、第10条、第23条で定められております。

従いまして、委員の皆様方には、これらの知事意見の作成に当たり、事業者が示した調査、予測及び評価の手法等について、専門的知識とご経験からご意見を述べていただくことをお願いするものです。

なお、国が定めます基本的事項におきまして、事業者には、選定事項についての環境影響が実行可能な範囲内で回避または低減されているものであるか否かについて評価を行う

ものとありますことから、審議では、事業そのものの必要性や事業実施の是非ではなく、事業が実施された場合における環境保全上の観点からのご審議をお願いしておりますことを申し添えます。

次に、裏面の下の審議会の運営等に関する部分についてですが、皆様の任期は2年間で、再選が可能となっております。

また、会長は委員による互選で決めていただくことになっております。さらに、会長にアクシデント等があった場合には、職務代理者をあらかじめ定めておくこと、審議会は委員の過半数の出席を要することなどが条例により定められております。

資料1-3をご覧ください。

審議会の運営につきましては、運営要綱も定められており、第2条で本審議会の会議は原則公開としております。原則としておりますのは、例えば、希少性の高い動植物の重要な生息・生育情報に関わる審議などは非公開とする場合があるということです。

また、第4条になりますが、審議会の議事録は、会長が指名する委員2名が、後日、事務局から、委員の皆様にも確認・修正していただいた議事録をご確認の上、記名、押印していただくこととしております。

以上が審議会についてのご説明となります。

続きまして、本日の審議の流れをご説明いたします。

本日は、第22期北海道環境影響評価審議会委員による初めての審議会ですので、後ほど委員の皆様には会長を選出していただくまで事務局が進行を務めさせていただきます。

議事(1)は、会長の選出です。先ほどご説明いたしましたように、条例の第58条第2項に基づき、委員の互選により会長の選出を行わせていただきます。

議事(2)は、2回目の審議となり、本日の答申を予定しております(仮称)北海道石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。皆様にお配りしております黄緑色の図書で、丸紅株式会社の事業です。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、35分程度を予定しております。

議事(3)と議事(4)は3回目の審議となり、本日の答申を予定しております(仮称)苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書についてと(仮称)えりも地区風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの主な3次質問とその事業者回答の報告、答申文(案)たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間を合わせ、それぞれ40分程度を予定しております。

なお、議事(3)と議事(4)については、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合がございます。その際は、今日来ていらっしゃる報道機関の方、1社来ていらっしゃると思いますが、ご退出をいただきますので、ご協力をお願いいたします。

### 3. 議 事

○事務局（石井課長補佐） それでは、これより議事に移らせていただきます。

議事（１）は、会長の選出についてです。

先ほど申しましたように、会長は委員が互選することとされております。

会長の互選の方法については、従来、委員の皆様からご推薦いただく方法を取っておりますが、よろしいでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 特にご異論がないようですので、ご推薦をいただく方法で決めさせていただきます。

どなたか会長のご推薦をお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 特にご発言がないようですので、白木委員、どなたかご推薦ありますでしょうか。

○白木委員 露崎委員を推薦いたします。

○事務局（石井課長補佐） 白木委員、ありがとうございました。

ただいま会長に露崎委員というご推薦がありましたが、ほかにございませんでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 特にないようですので、露崎委員に会長に就任していただくことにご了承いただけますでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 特に異議がないとお見受けいたしましたので、会長は露崎委員に決定されました。ありがとうございました。

これからは、露崎会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○露崎会長 会長に選出されました露崎です。よろしく申し上げます。

私ごとになりますが、先週、海岸に沿ってサロベツまで行ってきました。たくさんの風車があって、最後のほうのオトンレイ風力発電所とその北側には自分が委員になってから審議した風力発電所ができていたというのに気がつきまして、その工事現場を見ながらますます再生可能エネルギーと環境保全をうまくバランスを取りながらやっていくのは大変だなと思いました。

何とかできる範囲で務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

それでは、先ほど事務局からも説明がありましたが、資料１－１の裏面の４の審議会の組織及び会議等の条例第５８条第４項で「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」と規定されていますので、私から奈良委員を指名したいと思いますが、奈良委員、また、ほかの委員の皆様、よろしいでしょうか。

○奈良委員 よろしく申し上げます。

○露崎会長 こちらこそよろしく申し上げます。異議はないですね。

次に、資料１－３の運営要綱をご覧ください。

これも先ほど事務局から説明がありましたが、第４条に基づき、本日の議事録に署名する２名の委員を指名いたします。

本日は、笠井亮秀委員と澁谷委員を指名します。

ご両名には、後日、事務局が取りまとめた議事録の内容を確認していただくことになり

ますので、どうぞよろしく申し上げます。委員、よろしいでしょうか。

○笠井（亮）委員 突然ですけど、分かりました。

○澁谷委員 分かりました。

○露崎会長 よろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐） 議事（２）に入る前に、大変失礼ではございますが、局長の土肥は、業務の都合のため、ここで退席させていただきます。

〔土肥環境局長退席〕

○露崎会長 それでは、本日の本題であります議事（２）に入らせていただきます。

本日が２回目の審議となる（仮称）北海道石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。

まず、事務局から主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（秋山主任） まず、簡単にですが、ご審議いただく資料をご説明いたします。

資料２－１から資料２－４、また、配慮書に係る審議が終了した石狩湾における洋上風力発電事業との比較表をご用意ください。

資料２－１は、図書の内容についての質問と事業者回答です。これ以降はＱ＆Ａと略させていただきます。これまでに委員の皆様からいただいたご意見やご懸念、アセス省令に基づく指摘などはＱ＆Ａを通して事業者とやり取りを行っておりまして、本事業については、１次のやり取りを４月の審議会でご審議していただき、そこでのご意見などを２次Ｑ＆Ａに反映し、事業者から回答をいただいたところです。

資料２－２は、そのＱ＆Ａのやり取りの中で生じた図書の修正や追加資料などで、事業者から提出されたものです。

資料２－３は、事業に関する市町村長の意見です。関係市町村とは、事業実施区域がある自治体や事業により影響が懸念される自治体となります。アセス法に基づき、北海道から関係市町村に意見照会し、関係市町村長から意見をいただいております。

資料２－４は、道から当審議会に諮問させていただきました本事業に係る答申文（案）たたき台です。

本日ご審議いただく三つの事業は、いずれも資料の構成は同じになっております。

それでは、図書を用いまして、事業についてご説明いたします。

黄緑色の図書の５ページをご覧ください。

事業実施想定区域は、図内に黒枠で示す石狩湾の区域でして、陸域からの最短距離は約２．１キロメートル、また、図にはありませんが、住居との最短距離は約２．３キロメートルとなります。

８ページをご覧ください。

下側に風車の図がありますが、本事業では、単機出力は9,500キロワットから1万4,000キロワットを想定しており、最大高さは197メートルから262メートルとなっております。9,500キロワットの風車の場合には最大105基、1万4,000キロワットの風車の場合には最大71基の建設を想定しているとのことです。

17ページには、周辺の自然公園の位置が載っております。

25ページには、石狩市のゾーニングマップとの重ね合わせが掲載されております。

27ページには、周辺にあるほかの事業が掲載されております。今回の事業は、石狩湾の一般海域において7事業目の計画になりまして、そのほかにも、図内のナンバー16の港湾区域の洋上事業、また、陸上に複数の既設や計画中の事業がございます。

石狩湾の一般海域における洋上風力発電事業の計画ですが、一般海域では、国が促進区域を指定し、その後、公募により選ばれた事業者に30年間の占有権が与えられます。北海道内では促進区域の指定はまだないものの、有望な区域として北海道から国に情報提供を行っている段階であり、事業者も区域指定を見越してアセスメントを行っている段階です。

図書を用いた説明は以上とさせていただきます。

次に、資料2-1を用いて、答申に係る部分を抜粋しながら、1次、2次の質問とその事業者回答についてご説明いたします。

資料2-2については、今回、説明を割愛させていただきますので、適宜、ご参照願います。

それでは、資料2-1の1ページの質問番号1-1をご覧ください。

環境影響評価図書の公表についてです。

1次質問に引き続き、方法書以降の図書の継続的な公表について質問しました。これに対して、事業者からは、方法書以降についても、検討結果の誤認やデータの改ざん、流用防止を理由に印刷、ダウンロードは制限し、公表期間1か月との規定に基づくとのことです。北海道としましては、引き続き、環境省の公表に関する考え方を踏まえ、ダウンロードや印刷、公表の期間について、利便性の向上を求めていきたいと考えております。

次に、3ページの質問番号2-13の2次質問の②をご覧ください。

石狩市は、風力発電ゾーニング計画書を作成し、生活環境、自然環境の保全上、重要な地域などを環境保全を優先すべきエリアとして示しておりますが、その環境保全エリアを事業実施想定区域から除外しないのか質問しました。これに対して、事業者からは、本エリアでの事業は慎重に検討する方針である、再エネ海域利用法における促進区域に指定される可能性もあることから現段階では除外しておらず、今後の環境影響評価や関係者との協議の上、区域の絞り込みを行っていくとのことです。

次に、8ページの質問番号4-1をご覧ください。

洋上風力発電事業に特有な環境影響に着目した項目として水中音、流向・流速があり、それについて一般にも分かりやすい項目として選定した上で、適切に調査、予測、評価を行うことについて見解を伺いました。これに対して、事業者からは、①にて、水中音



を項目として選定し、海域の動物への影響について予測、評価を行う、また、流向・流速についても項目として選定し、水の濁りへの影響について予測、評価を行うとのことです。②では、その考えの詳細が記載されております。

次に、その下の質問番号4-2をご覧ください。

超低周波音についてです。

まず、Q&Aの背景としまして、以前は環境省が示す参考選定項目の一つであった超低周波音ですが、昨年度、超低周波音と健康影響について現段階において明らかな関連を示す知見は確認できないとして、アセス省令の参考項目から削除されております。それを受けまして、北海道としまして、アセス手続はアセス省令に基づく必要があると判断し、項目選定の是非や内容について、審議会においても原則として議題としないとの方針を昨年の審議会にて確認させていただいたところです。

ただし、関連して、経産省から一般社団法人日本風力発電協会宛ての依頼文にて、超低周波音を項目としては除外しますが、住民の方々からのご不安やご懸念について、項目として選定することも含め、丁寧な説明を行っていくことが重要であるといったことが示されたことを受け、北海道においても住民や関係市町村などの不安や懸念に対する丁寧な説明を事業者に求めているところです。

このことに関し、Q&Aの4-2の2次質問にて、アセス項目としての選定を含めた対応を伺いました。これに対して、事業者からは、項目としては選定しない方針だが、今後の住民意見も踏まえて調査を実施し、影響について説明することを検討するとのことです。

続きまして、10ページの質問番号4-6をご覧ください。

生態系についてです。

生態系について項目として選定し、予測、評価を行わないかを1次にて質問し、技術的に非常に困難であるため、方法書段階で専門家ヒアリングを踏まえて検討するとの回答をいただいていたところですが、2次質問にて、水温、塩分の鉛直分布について調査しないのかを質問しました。すみませんが、2次質問の文中の3行目の「水溶塩分」の記載を「水温、塩分」に修正させていただきます。これに対して、事業者からは、実施する現地調査時に水温、塩分の鉛直分布について観測を行う予定であり、詳細は方法書以降に検討するとのことです。

次に、11ページの質問番号4-15をご覧ください。

事業区域に係る情報の整理などにおいて専門家へのヒアリングを行っていますが、方法書以降、情報の偏りや確実性を求め、各分野ごとに複数人の専門家へのヒアリングが望ましくないのかを伺っております。これに対して、事業者からは、できる限り各分野、複数人へのヒアリングを行うよう努めるとのことです。

次に、13ページの中段の質問番号4-34ではネズミイルカへの施工の影響を、その下の質問番号4-35では、産業上、重要な種の稚魚への影響等を質問しております。これに対して、事業者からは、どちらも今後のヒアリングを用いた上で検討するとのことで

す。

次に、14ページの一番上の質問番号4-38をご覧ください。

藻類については生育すると考えられた場合に調査等について検討するとの1次回答を受け、2次質問にて、区域内に生息するしないをどのように判断するのか、また、その判断のために調査をするべきではないのかを質問しました。これに対して、事業者からは、藻類が岸側に限定して生育するのに対し、事業実施想定区域は水深20メートル以上のため、生育する可能性が低いと考えている、方法書段階での専門家ヒアリングを踏まえて、調査方法を検討する予定とのことでした。

次に、質問番号4-41をご覧ください。

景観についてです。

①では、本事業の規模の大きさから、通常行われる風車の垂直見込角だけではなく、水平方向の広がりや面的広がりも指標として検討すべきではないか、②では、眺望点からの俯瞰的な景観に風車が介在する場合の評価工夫について質問しました。これに対して、事業者からは、基数などの規模は現段階のもので、具体については今後の検討によるが、検討の際には、最新の知見や他事業例などを参考に、適切に予測、評価を実施するとのことでした。

以上で資料2-1の説明を終わります。

続きまして、資料2-3の関係市長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町村は、石狩市、小樽市、札幌市の3市になります。

まず、石狩市長の意見です。

総括的事項、個別的事項の順に記載がありまして、総括的事項の点の二つ目は、ほかの風力発電事業との累積的な環境影響評価を実施すること、また、点の三つ目は、ウェブ上での縦覧期間の延長や印刷を可能とすることなどを求める内容となっております。

次に、個別的事項では、騒音及び超低周波音、風車の影、海域外と海域の動物、海域の植物、景観について述べられております。

それぞれの説明は省略させていただきますが、最後の景観のところでは、垂直見込角から判断される圧迫感だけでなく、眺望点の利用特性を十分に把握した上で予測、評価を実施することなどが記載されております。

次に、小樽市長の意見です。

項目として1から13までございますので、幾つかご紹介します。

2番目として、住民等への情報提供や丁寧かつ誠実な説明を行い、十分な理解が得られるよう努めること、また、3番目として、漁業が妨げられることを回避するため、配慮を求める事項が4点記載されています。また、5番目として、低周波音の健康被害について、地域住民から不安の声が寄せられていること、7番目として、市の特性である自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害しないかを十分に検証すること、8番目として、海水浴場の運営を阻害しないよう十分に配慮すること、11番目、12番目と

して、施設の鳥への影響や、建設中、稼働後の水中騒音の海域生物に与える影響について調査、予測、評価をすることなどが述べられております。

最後に、札幌市長の意見です。

まず、総論は、累積的影響への対応や事業実施区域の設定について慎重な検討を求める内容となっております。

各論としまして、景観に対する影響について4点の記載があります。アでは、フォトモンタージュの作成等により適切な方法を導入した上で住民意見等を踏まえること、イでは、札幌市の眺望点は、遠景域または遠景域以遠に及ぶような距離が比較的遠い地点が多いため、そのような景観への影響を評価する指標についても検討すること、ウでは、地域を特徴づける自然、文化、歴史など、その地域における景観の特徴を幅広く捉えた上で予測及び評価を行うこと、エでは、環境融和色が眺望景観に対する保全措置である一方、コウモリ類や鳥類への視認性の低下など、関連する懸念については、方法書以降、十分な検討と必要な保全措置を具体的に記載することなどが述べられております。

関係市長意見についての説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料2-4の答申文(案)たたき台についてご説明いたします。

なお、最初にご説明したように、A4判のカラーの横印刷になりますが、直近で区域設定が類似する石狩湾における二つの配慮書の答申との比較表も併せてご覧ください。

答申は、もちろん、事業ごとの内容になりますが、周辺環境や懸念される事項は、同じ石狩湾内を事業区域とする先行事業と基本的には変わらないため、従来どおり参考にしながらの構成となっております。

まず、前書きです。

1段落目は、本事業の特性として、陸域からの距離、風車の数、最大出力などを記載しております。

2段落目は、石狩湾周辺の地域特性についてですが、区域周辺にある国定公園や重要生息地、また、ほかの事業の存在について記載しております。

3段落目は、以上を踏まえた対応を求めている一文となります。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、従来と同様の流れですが、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たっての科学的根拠を求めています。洋上風力発電事業については、これから分かってくる部分も多いため、重要であると考えた最新の知見の収集という文言を加えさせていただきます。

(2)は、事業実施想定区域などの設定について、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいことを指摘し、方法書での改善を求めています。比較表ですと、各図書により絞り込みの過程が異なるため、事業に準じた記載となっております。

(3)は、評価項目の選定についてですが、水の濁りや流向、流速、水中音などの影響も懸念されることから、方法書以降の手続では、影響を受けるおそれがある項目について

漏れなく評価項目として選定した上で、適切に調査、予測、評価を行うことを求めています。

(4) は、ほかの既設風力発電所などとの累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。

(5) は、石狩市のゾーニング計画を踏まえた計画とすることを記載しております。

めくっていただいて、(6) は、住民等との相互理解の促進について記載しております。各市長からの意見を勘案しまして、騒音及び超低周波音に係る意見が多く認められている状況を踏まえ、丁寧な説明をすることを求めています。

(7) は、図書の公表について、利便性向上に努めるよう求めています。

続きまして、個別的事項についてです。

まず、項目ですが、昨年審議しました先行事業と同様に、動物、植物、生態系、景観の4項目とさせていただきます。

(1) の動物のアは、先ほどの前書きとも一部重なりますが、最初に重要種の生息情報などについて述べまして、このため、これらの種の生息状況等に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う影響について回避、低減することを求めています。

イは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することを求めています。

次に、(2) の植物ですが、アとして、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、藻場への影響範囲を避けることなどにより影響を回避、低減すること、イとして、改変する可能性のある環境に生息する植物相を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することを求めています。

次に、(3) の生態系ですが、項目として、図書で選定されていませんが、工事の実施や施設の存在、稼動に伴って、海域の環境変化による影響が長期間にわたり広域に及ぶおそれがあるため、最新の知見の収集に努め、専門家の助言を得ながら、対象や手法について十分に検討を行うことを求めています。

次に、(4) の景観のアでは、主要な眺望点の選定について、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討すること、また、本配慮書では、住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所が選定されていませんでしたので、必要に応じてこれを選定することを求めた上で、適切に調査、予測、評価し、影響を回避、低減することを求めています。

次に、イでは、区域及びその周辺には二つの国定公園が存在し、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることを述べ、こうした景観への影響について適切な調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

資料の説明については以上とさせていただきます。

ご審議についてよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から質問や意見をお願いします。

○**白木委員** 答申文（案）たたき台について二つあります。

まず一つは、事務局に確認したいと思います。

動物、植物、景観など、ほかの項目に関しては、「影響を回避又は十分に低減すること。」という文言が全てに入っているのですが、個別的事項の（３）の生態系については、調査、予測をしろということだけが書かれています。これは、生態系が項目に設定されていないことに配慮していて、評価をしろと言うだけで精いっぱいだからというような理由があるのでしょうか。

○**事務局（秋山主任）** （３）の生態系については、「十分な検討を行うこと。」としております。事業者としても種の多様性や複雑に関与していて未解明な部分も多いことから参考項目に設定されていないことを理由づけにしているのですが、この理由は、国の検討会の報告書の引用であり、国も参考項目として選ぶべきとの立場を取っていない状況です。

去年の審議会の流れとしても、ある一定の難しさは分かっているながらも検討を続けてほしいとの考えでこの意見を述べているところであり、予測、評価を行うことまでは言っておらず、今のところは、最新の知見の収集に努め、どのようにしたら評価が可能なのかを十分に検討してくださいという意見にしております。

○**白木委員** 北海道としては、例えば、実施可能な手法があった場合は、調査を行い、実際に影響が予測された場合にどうするという事までは考えられているのでしょうか。

○**事務局（石井課長補佐）** 残念ながらその段階には至っていないところですが、今後、知見なりが収集されてきた段階では、当然、前向きに検討していくことになるかと思えます。

○**白木委員** もちろん個別的事項もそうですが、時間的にもかなり長いですし、広域に影響が及ぶ可能性もあるので、非常に重要なことだと思います。道として、今後どういうふうに扱っていくかということは、審議会の中でもいいですし、十分考えていったほうがいいかなと思っています。

今回の答申とは関係ないと思いますが、意見として言わせていただきました。

○**事務局（秋山主任）** 引き続き、この項目についても議論していければと思います。

○**白木委員** もう一点、細かいところで緊縮ですが、１の総括的事項の（１）の３行目についてです。

「環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し」とありますが、一般的に考えると、調査を行ったら、その調査結果を用いて予測、評価を実施するのではないかなと思います。この科学的知見というのは調査結果のことを指しているのでしょうか。ちょっと分かりにくいかなと思います。

○**事務局（秋山主任）** 調査結果だけでなく、例えば、解析方法であったり、科学的な根

拠に基づいた予測及び評価を求めています。

○白木委員 その結果とそれ以外の知見という意味ですか。

○事務局（秋山主任） そのように考えております。

○白木委員 修正したほうがいいかなと思いましたが、検討していただければと思っています。

○事務局（秋山主任） 分かりやすいように修正しますが、こういった方向で直していけば分かりやすくなるでしょうか。

○白木委員 「調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し」となっていますよね。これは、調査を行うのだから、ここの中に調査結果が含まれているのは当然だという考えがあったかもしれませんが、調査を行い、その調査結果を用いて予測及び評価を実施し、さらに、予測、評価のときに、調査結果だけでなく、科学的知見も含めてということなので、その両者を含めているということが分かるような表現にすればよいのだと思います。

○事務局（秋山主任） 読み取れない部分が多かったかなと思いますので、今のご意見を参考に修正させていただきます。

○露崎会長 ちょっとくどいですが、「方法により調査を行い、調査結果を基に」、あるいは、「調査結果を含めて、科学的知見に基づいて」という感じのニュアンスですね。

○白木委員 はい。

○露崎会長 後で検討いたします。

ほかにございませんか。

○高橋委員 答申文（案）たたき台についてです。

総括的事項の（6）に騒音と超低周波音という文言が加わっており、その根拠としては関係市からの意見ということなのですが、以前まではそういった意見が出ていなかったということなのですか。

○事務局（秋山主任） 以前も関係市からはいただいていたところですが、今回、何を懸念しているのかがより分かるよう、書き方を工夫できないかを検討しまして、懸念されている超低周波音についても文言として入れたほうが分かりやすくなるのではないかと思います、案を作成した次第です。

○高橋委員 ただ、騒音や超低周波音のことだけではなく、もっといろいろなものを含めて丁寧な説明ということを行っていると思うのですね。逆に、騒音、超低周波音と書くことによって個別の話のように受け取られないかなという懸念があるのですが、その辺は大丈夫なのでしょうか。

○事務局（秋山主任） 今回は特出しさせていただいたのですが、関係市や住民等からの懸念が騒音や超低周波音だけのように読まれてしまうのも意図から外れますので、読まれ方も踏まえ、幅広く捉えられるよう、書き方について再度検討させていただきます。

○露崎会長 何かアイデアはありませんか。

○高橋委員 アイデアは持ち合わせていないのですが、今までの流れからすると、唐突に出てきているかなという気がしないでもないのです。最初の説明にもあったように、超低周波音というのは、基本的に項目から外れていて、大きな意味で言えば、アセスの項目としては全く触れなくてもいいようなものなので、それをあえてここで出してくるのはどうなのかと思ったのです。

また、騒音についていえば、海との距離が大分あり、それほど大きな問題になることも考えにくいような条件がそろっていると思います。

先ほど言ったように、超低周波音は項目から外れたので、あえて出しますよという考え方もあるのだろうと思いますが、ここで急に騒音、超低周波音が出てきたことに違和感があったので、そこは考えていただければありがたいかなと思いました。

○露崎会長 検討の方向でよろしいですね。

○事務局（秋山主任） はい。

○露崎会長 ほかにございますか。

○事務局（石井課長補佐） 事務局からご報告がございます。

先ほど鈴木委員がご参加になりました。

ただ今は、議題（２）の石狩湾の案件について、事務局からの説明が終わり、委員の皆様との質疑応答の段階でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○露崎会長 引き続き、質問や意見等がありましたら、よろしくお願ひします。

○吉中委員 答申文（案）たたき台の個別的事項の景観についてです。

「地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても必要に応じて主要な眺望点として選定すること。」というものを今までの例に加筆することには賛成です。

その一方で、ほかの案件については、史跡や文化財など、歴史的、文化的な観点からも選定することとあったのですが、今回、これを述べる必要はないという理由があったのですか。

○事務局（秋山主任） 日常生活上慣れ親しんでいる場所の選定と歴史上重要な場所の選定というのは、事業ごとに入れ替えている状況です。本事業については、歴史・文化的な視点で選定されていると判断しましたので、そこについての記載は除いております。

そのように考えた一つとして、例えば、小樽市長から八区八景といった歴史・文化的な視点からも選定してくださいといった意見が各洋上案件に来ているところですが、今回の事業については、それらも踏まえた上で眺望点を選んでいるので、それに関しての記載はなくしたところですが。

○露崎会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ご意見やご質問等がないようですので、本日も審議いただきました（仮称）北海道石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書についての答申文（案）の文言に関し

ましては、総括的事項の（１）について、「調査の結果も踏まえた科学的知見」という文言に直す点と、２ページの一番上の「騒音及び超低周波音による健康被害」の部分について、それだけではないというニュアンスに直して答申するという点でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにしたいと思います。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、議事（３）に移ります。

本日３回目の審議となり、答申を予定している（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から、主な３次質問とその事業者回答の報告及び答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（秋山主任） まず、図書を用いて、事業の位置などについて簡単に説明いたします。

４ページをご覧ください。

事業の実施区域は、厚真町及び苫小牧市にあり、むかわ町にも建設しています。

また、区域の北西にはラムサール条約湿地であるウトナイ湖、南東には重要野鳥生息地である鶴川が位置し、そこに挟まれた海岸沿いに事業実施区域がございます。

１８ページをご覧ください。

単機出力は最大４，３００キロワットで、最大高度１５５メートルの風車を１０基程度建設する計画となっております。

１７３ページをご覧ください。

こちらには、事業実施区域内やその周辺に住居等が存在し、一番近いもので約５００メートルの離隔距離となっているといった状況が図示されております。

簡単になりますが、図書を用いた説明は以上とさせていただきます。

資料３－１の３次質問とその事業者回答をご覧ください。

前回審議に関する質問や答申文（案）に係る質問を幾つか抜粋してご説明いたします。

３ページの質問番号１－４をご覧ください。

希少種の一つであるタンチョウについてのやり取りです。

３次質問で、事業実施区域自体、営巣地としてのポテンシャルが高いことがうかがわれ、将来的な生息可能性を踏まえ、営巣適地をどのように残していくかも重要であり、種全体の保全の観点から、適切に調査、予測、評価する必要性について事業者の見解を伺いました。これに対して、事業者からは、区域にてタンチョウが営巣する可能性について考慮す



る必要があると考えている、2段落目から、本種の生息等に影響が及ばない、もしくは、可能な限り低減可能となるような計画とすることが第一であると考えている、その検討のためにも、現地調査での結果や専門家からの助言を踏まえ、慎重に予測、評価を実施していくことが重要と考えているとのこと。

次に、4ページの質問番号1-5をご覧ください。

希少種であるチュウヒについてのやり取りです。

当該区域の生息状況は一般的なものとは異なるといった2次回答について、なぜ一般的ではないと考えるのか、また、その場合の保全措置の検討過程についてお聞きしました。これに対して、事業者からは、一般的な環境ではないと考える最大の根拠は、土砂搬入もしくは搬出など、生息環境に対する攪乱が多いことが挙げられます、2段落目から、事業による影響を予測する際、状況に即したものであることが重要であると考えており、一例として攪乱が多いことを加味した上での予測、評価が必要になるとのことです。

次に、9ページの質問番号2-13をご覧ください。

外来種についてのやり取りです。

外来種について、区域内の砂を動かすことで外来種が増加することの懸念について留意するとの回答でしたが、その具体をお聞きしました。これに対して、事業者からは、今後の事業計画策定の中で、特定外来種への対策も含め、実施可能な範囲で検討していくとのこと。

次に、11ページの質問番号3-10をご覧ください。

3次質問の②において、湿原植生においては、周辺工事が水質や水動態に及ぼす影響についても適切に調査、予測、評価を行う必要がないかを伺いました。これに対して、事業者からは、海岸に近い区域である東側の湿地となる部分については、砂採取のために掘られた跡に地下水がしみ出していると考えられ、事業に利用できない土地ではないと考えている、水質については注意した計画を実施することで回避できる、また、水動態においては、大きな変化はないと考えるものの、周辺工事が保全すべき植生の水質や水動態に及ぼす影響について適切に調査、予測、評価を行い、影響の回避に努めるとのことです。

次に、14ページの質問番号6-1をご覧ください。

区域の近隣に火力発電の苫東厚真発電所が存在しますが、そのばい煙について、短期的な風の行き返りにより風力発電へと流れ、地上に影響が生じる懸念があるため、試算や検討を行うべきではないかをお聞きしました。これに対して、事業者からは、シミュレーションの実施を検討するとのこと。

次に、16ページの質問番号6-8をご覧ください。

3次質問にて、両生類、サンショウウオの調査方法について、幼生が発生した後では精度が低下するおそれがないかを伺いました。これに対して、事業者からは、卵のうの確認を優先した調査を実施する、卵のうが多く確認される5月に調査を実施する計画だが、産卵時期の前後から早く羽化することもあり、幼生についても確認に努めるとのことです。

次に、17ページの質問番号6-12をご覧ください。

騒音等に関わるやり取りです。

調査地点について、住民からどこまで影響が及ぶのかという懸念が提出されましたので、地元の理解促進につながるよう、離れた地点でも調査すべきではないかを伺いました。これに対して、事業者からは、騒音及び超低周波音のシミュレーション結果は、面的に算出されるため、アセスの観点で安全側の視点での評価が可能と考えるので、調査地点の追加は考えていないとのこと。また、地域からの小学校への影響についての心配の声があったことに対応し、調査地点として設定したとのこと。今後、役場や地元住民との対話の中で特定の住居についての懸念の声がありましたら追加の測定を検討するとのこと。

次に、22ページの一番上の追加6-70をご覧ください。

トウキョウトガリネズミの生息域である可能性から、その種に留意した調査と墜落缶を用いた調査が必要ではないかを伺いました。これに対して、事業者からは、トウキョウトガリネズミにも留意してまいります、②にて、小型種であるため、シャーマントラップより墜落缶のほうが有効であるとの認識だが、捕獲個体がほかの動物に捕食されることや、雨による影響などのストレスやダメージが大きいことも考えられ、実施に当たっては調査前に十分検討するとのこと。

簡単ですが、資料3-1の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-2の関係市町長意見をご覧ください。

関係市町は、厚真町、苫小牧市、むかわ町の1市2町になります。

事前に説明させていただきますが、先ほどの石狩湾の騒音及び超低周波音の特出しに関し、今回の苫東厚真の事業におきましても、関係市町長の意見や一般意見を踏まえて特出ししておりますので、そこも踏まえて聞いていただくと幸いです。

資料3-2の説明に戻ります。

まず、厚真町長の意見です。

1番では、依然として区域及び周囲に住居や自然環境が存在することから、専門家等と密に連携しながら、回避、低減に十分な予測、評価を行い、地域住民の理解が得られるよう、丁寧な説明と誠意ある対応に努めることを求めています。

2番では、騒音及び超低周波音について住民から不安の声が寄せられていること、また、影も含めて、地域住民の生活等に影響が及ぶことのないよう、十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載することを求めています。

3番では、2段落目において、各種文献等からの情報収集、専門家からの意見聴取を行い、種に応じた調査地点、時期、方法の検討を十分に行い、渡りの現況、要因の分析、把握に努めること、また、3段落目において、バードストライク、バットストライクについて回避、低減することを求めています。

4番では、景観について、5番では、住民との相互理解について、準備書段階において

丁寧かつ誠実な説明会を行い、十分な理解が得られるように努めること、6番では、関係機関との協議が求められております。

また、締めくくりの文章の中で、住民等から自然環境、低周波音による健康被害、家畜への影響などを懸念する声が寄せられている状況から、住民の理解と協力のため、環境影響評価について、積極的な周知と生活環境及び景観、生態系の保全に最善の措置を講じることを求めています。

続きまして、苫小牧市長の意見です。

1番では、住民等への丁寧な説明と積極的な情報提供及び意見への誠意ある対応について求めています。

2番では、事業区域に近い事業所における騒音及び超低周波音による健康被害の懸念について求めています。

3番では、専門家等に助言を得るなどしながら項目や手法を見直すなど、適切に対応することを求めています。

4番では、多数の希少種が生息していることが確認されているため、科学的根拠に基づく適切な調査、予測、評価を求めています。

続きまして、むかわ町長の意見です。

1番では、区域の近接地域に住宅、教育施設、福祉施設、農地があるため、騒音及び超低周波音について、周辺生活環境への影響の回避、低減について求めています。

2番では、動植物について、一層の回避と可能な限りの低減に努めることを求めています。

3番では、関係市町、住民、関係機関に対し、積極的な情報提供や具体的な説明を実施した上で必要に応じて調整を行うことを求めています。

これらの意見を踏まえた上で、答申文（案）たたき台を作成しましたので、資料3-3についてご説明いたします。

たたき台は、最近のほかの方法書の答申をベースとしながら、審議経過なども勘案して作成しております。

まず、前書きですが、1段落目の事業の特性、2段落目の地域の特性を踏まえて、3段落目では的確に対応することとしております。

次に、総括的事項についてです。

(1)は、影響の回避を最優先に保全措置を検討すること、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得るなどしながら、ここも先ほどと同じ文章になっていますが、科学的知見に基づいて予測、評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、区域の絞り込みについてですが、本事業の区域は、依然として自然度の高い植生や保安林と重複しているため、環境面に配慮したさらなる検討を行うとともに、準備書では、区域設定の理由も含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載することとし

ております。

(3) は、相互理解についてですが、本事業に対して、関係市町の意見や一般意見の提出状況を踏まえ、懸念事項について具体的に記載させていただいております。動植物や生態系への影響、騒音及び超低周波音による健康被害を懸念する意見などが多く認められている状況を踏まえ、相互理解の促進のため、住民や関係団体等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めることとしております。

(4) は、図書の公表などについてですが、縦覧期間中の事業者ウェブサイトからの印刷、ダウンロードが可能であり、一定の配慮が行われていましたので、それに触れた上で、今後もさらなる利便性の向上に努めることを求めています。

続きまして、2番の個別的事項についてです。

まず最初に、今回作成した案では、水質について意見を付しておりません。山や谷といった地形がある山林などで行われる他事業では、水質に係る環境保全措置について、局所・集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとするとの意見を付しており、例えば、この後に審議されるえりもの事業でも、(2) のイで意見を付しているところですが、当事業の実施区域は平地であり、また、大規模なり面工事が見込まれないことをQ&Aにて確認していることから、土砂崩れなどの災害的な懸念及びそれに伴う水質への影響は他事業よりも小さいと考えたため、水質について言及していないところです。

それでは、(1) から説明させていただきます。

(1) の騒音については2点で、アでは、区域及びその周辺に住居等が存在することから、これらへの影響の回避、低減を求めています。イでは、生活環境への影響については不確実性があるため、風車配置や機種選定などにより可能な限りの低減を求めるとともに、稼動後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

(2) の風車の影については、(1) の騒音と同様に2点で、アでは、区域及びその周辺に住居等が存在することから、これらへの影響の回避、低減を求めています。イでは、影の影響が及ぶ時間の長短に限らず、人によっては気になることがあるため、配置や構造等だけでなく、影響が回避、低減されているかの観点から評価することとしております。

(3) の動物については5点で、アでは、ほかの事業でもご意見をいただいております。哺乳類の捕獲調査について、十分な精度で調査、予測、評価が行えるよう、手法や地点、トラップ数などを設定すること、イでは、コウモリ類の調査について、これまでの案件と同様に、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係性を整理するなどし、適切に調査、予測、評価を実施すること、ウでは、爬虫類、両生類の直接観察調査について、Q&Aでのやり取りを踏まえ、的確に生息環境を把握できるよう、適切な調査時期、地点を設定すること、エでは、本事業計画地は希少鳥類の情報が多いことから詳しく記載しておりますが、多くの希少種の生息及び繁殖情報等を踏まえ、生息及び繁殖やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家等の助言を得ながら適切に調査、予測、評価を実施すること、オでは、審議会でもご意見をいただきましたが、各調査自体が生息

や繁殖の妨げにならないよう実施することを求めています。

続きまして、(4)の植物については2点で、基本的にはこれまでの案件に準じた書きぶりとなっておりますが、アでは、重要種等への配慮について、重要な植物種や植物群落を確認された場合は、生育位置及び群落、その周辺の土地改変を避けるなど、回避を最優先に保全措置を検討すること、また、本事業の区域は、海岸付近も含まれ、海浜植生群落や湿生植物群落が分布しているため、工事の実施による水文環境の変化といった間接的な影響についても、専門家等の助言を得ながら適切に調査、予測、評価を実施すること、イでは、外来植物の生育状況の把握や拡散防止対策を求めています。

続きまして、(5)の生態系については2点で、基本的にはこれまでの案件と同様ですが、アでは、注目種や餌資源について、現地調査の結果も踏まえて適切に選定した上で選定の経緯を準備書に記載すること、イでは、自然度の高い植生の区域について、改変の回避を求めています。

大変失礼しました。生態系のイの自然度の記載ですが、表記が自然度10と植生自然度9でぶれていますので、併せて修正させていただきます。

続きまして、(6)の景観については2点で、アでは、区域内及び区域の近隣に複数の眺望点があることから、住民や利用者にフォトモンタージュを示した上で聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえ、影響が回避、低減されているかの評価を客観的に行うことを求めています、イでは、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項を記載しております。

めくっていただき、(7)の人と自然との触れ合いの活動の場については、区域内に一部含まれるため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り活動の場やその周辺を避けるとともに、利用状況や利用者の意識等について十分調査した上で、施設の稼働による影響も含め、適切に予測、評価を実施することを求めています。

(8)の廃棄物等については、従来どおり、発生抑制や処分量の把握を通じた適切な調査、予測、評価の実施を求めています。

資料の説明につきましては以上になります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、委員の皆様から質問やご意見をお願いしたいのですが、それに先立ちまして、本事業に関し、非公開審議について確認したいと思います。

希少種に関し、委員の皆様から質問や意見がありましたらお願いします。

○**先崎委員** お伺いしたいのですが、希少種に関し、どの程度の質問があると非公開になるのでしょうか。

○**事務局(秋山主任)** 基本的には、この地域に生息しているという情報がオープンでしたら非公開になりませんが、例えば、希少種の営巣地がピンポイントであったり、委員の皆様が非公開にしたほうがいいたろうと考える情報について議論される場合を想定してお

ります。

○**露崎会長** 今の情報を基に非公開を希望されますか。

○**先崎委員** 私は大丈夫です。

○**露崎会長** ほかに非公開が望ましい質問、意見等はありませんか。

○**大原委員** 幾つか非公開質問があります。

○**露崎会長** それでは、順番ですが、非公開の部分についての審議は本議事の最後に行いたいと思います。

まずは、公開部分について委員の皆様から質問や意見をお願いします。

○**先崎委員** 答申文の個別的事項の(3)の動物のエに関して、2枚目の一番上の「なお、」以下の部分についてです。

これまでの質問などを拝見させていただいたのですが、私を含め、過去にこの地域でチュウヒなどに対する研究が行われており、研究結果が公表されています。

ここに書いてあるように、希少鳥類の繁殖場所や繁殖成功率等は年変動が大きいことは事実ですので、「他の調査事例などの結果も活用し」というところを「過去に行われた調査結果を活用し」など、もう少し具体的にして、より精度の高い予測及び評価を確実に実施することくらいまで言っていただいてもよいのかなと個人的には感じますが、いかがですか。

○**露崎会長** より強い口調に改めることは可能ですか。

○**事務局(秋山主任)** 「他の調査事例などの結果」というのを具体的にすることと、それを踏まえ、今、「努めること。」で止めてしまっている文末をより強く求めるような文言に変える方向で修正しますが、具体的な文言については考えさせてください。

○**露崎会長** そのときは先崎委員も一緒をお願いします。

ほかにありませんか。

○**押田委員** 確認ですが、答申文の(3)の動物のアは「哺乳類の捕獲調査については」、そして、イのところは「コウモリ類の調査については」となっているのですが、アの哺乳類の捕獲調査という部分にはコウモリの捕獲調査も含まれるという意味でよろしいですか。

○**事務局(秋山主任)** 図書で、コウモリの捕獲について確認させてください。

○**押田委員** 図書の285ページの下のほうに、コウモリ類については、捕獲などの調査によるというようなことがちらっと書かれていますよね。

○**事務局(秋山主任)** その部分と図書の388ページでもコウモリ類の捕獲調査が実施されるとあります。

アについては、前の事業では、トウキョウトガリネズミが主な対象でしたが、種についてではなく、哺乳類の捕獲調査全般にこのことが言えるといった意味合いで「哺乳類の」とさせていただいているので、コウモリ類の調査についても含む形になります。

○**押田委員** その上で、イのところ特に強調して、「コウモリ類の調査については、専

門家等から助言を得ながら」というつながりでもよろしいですか。

○事務局（秋山主任） コウモリ類の調査の際には、風速と飛翔状況が特出しとなります。

○押田委員 そういう流れでしたら構いません。

○露崎会長 ほかにありませんか。

○白木委員 同じく個別的事項の動物のオについてです。

「調査に当たっては、希少鳥類の生息や繁殖の妨げにならないよう、専門家等の助言を得ながら調査を実施すること。」とあります。事務局は恐らくご理解されていると思いますが、もともと資料3-1のQ&Aの20ページの追加6-54の2次質問の部分で事業者の方に質問していただきました。これは、鳥の対象種の調査だけでなく、例えば、哺乳類や植生など、いろいろな調査で現地に立ち入ることで希少種に影響を与えるおそれがあるので、まずは、いつどこでどんな調査をするのかというロードマップをつくって、それを確認したいということをお願いしたのですね。

それに対する回答として、まだデータが出ていないのでつukれない、今後は種ごとのロードマップをつくって調査を実施するとありますが、これはいろいろな調査が入り込むということだと思います。ただ、ここは結構センシティブな場所だと思うので、やっぱり全体を眺めた上でチェックが必要だと考えたわけです。

ですから、書きぶりだと思いますが、助言を得ながらではなく、やっぱり得た上で行わなければいけないでしょうし、希少鳥類の生息や繁殖に影響が出ないように、例えば、ほかの項目の調査も含めた調査スケジュールを立て、専門家等の助言を得てから調査を実施するぐらいの文章に修正していただきたいと思うのですが、私の言っていることは伝わったでしょうか。

○事務局（秋山主任） 今、委員からいただいたご意見については、今の書きぶりではほかの項目における調査も影響するという部分が読み取れませんので、参考に直していきます。

直した際には、白木委員にご相談させていただいてもよろしいですか。

○白木委員 はい。

○事務局（秋山主任） よろしく申し上げます。

○露崎会長 全ての調査に当たってはという意味ですね。

ほかにございますか。

○秋山委員 答申文（案）たたき台について、大気環境は基本的にアセスの対象になっていないのですが、前回の審議会のときにも、この場所自体が大気の規模の大きい個体発生源のそばなので、影響を評価するということでした。また、質問の14ページでも影響評価を行っていくという回答がなされています。

そこで、答申文（案）たたき台では、大気の関係のことには触れなくてもいいのか、それとも、総括的事項の（1）の最初の3行はそれも含めて意図していると解釈していいのか、その辺の大気環境の関係の要望的なものをどう表現するのかをどうお考えなのか、お

聞きしたいと思います。

○事務局（秋山主任） 例えば、Q&Aの14ページの質問番号6-1で大気環境について事業者とやり取りしたところではありますが、現在、風力発電施設における環境影響評価の際には、ほかの種類の発電施設との累積的影響が考慮されない仕組みになっていますので、事務局としても、正直、その扱いは悩んだ次第です。重大な影響が懸念される場合には意見を付す必要があると考えておりますが、現在のところ、Q&Aでのやり取りのように、事業者からもシミュレーションを行うとの回答がありましたので、特出しして記載していなかった次第です。

○秋山委員 総括的事項の(1)の「影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。」というのは、大気も含めた全体的な話も含んでいると捉えていいのですか。

○事務局（塚本係長） 補足させていただきます。

大気の関係については、委員からもご指摘がありましたように、Q&Aの中で事業者の考えや対応を確認させていただいているのですが、アセスの項目としては、発生源でもないので、大気環境という項目を一つ立てて対応を求めるのはなかなか難しいかなと、事務局としても迷ったところでもあります。

ただ、委員がおっしゃるように、総括的事項のところで、必要があれば大気環境も含めてという読み取りができるよう、一言を添える工夫が必要だと思いますので、検討させていただき方向で相談させていただきますか。

○秋山委員 分かりました。

○露崎会長 では、検討ということにします。

ほかにございませんか。

○笠井（亮）委員 先ほど説明していただいた質問番号6-8のサンショウウオのところですが、ここは事業者の回答がそのまま書かれているのですか。

○事務局（秋山主任） 基本的には回答のまま掲載しております。

○笠井（亮）委員 羽化というのは昆虫のさなぎが成虫になることを言うので、サンショウウオみたいなものが卵からかえるのは孵化ではないかと思えます。

○事務局（秋山主任） そのとおりだと思います。事業者に伝えておきます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 公開の部分でほかにご意見やご質問等がなければ、以上で公開部分の審議を終了いたします。

引き続きまして、希少種保全の観点から非公開での審議を行います。

事務局から報道機関への案内をよろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐） それでは、ただいまからの審議は非公開といたしますので、報道機関の方は一度ご退席をお願いいたします。



○**露崎会長** それでは、公開、非公開の部分ともにほかに意見や質問がないようですので、本日ご審議いただきました（仮称）苫東厚真風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文（案）たたき台に関しての修正及び検討部分は、総括的事項の（１）について、大気も含めてというニュアンスが分かるようすること、個別的事項の（６）の動物のエについて、より強く確実に実施することを明示的に修正すること、オの調査というのは、鳥の調査だけでなく、全ての調査で配慮すべきであるため、文言の明確化を行うこと、また、大原委員からは、昆虫の希少種に関する情報も答申に盛り込むということで、４点について検討したいと思いますが、具体的な文言については、発言委員及び事務局で個別に調整するという事によろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** それでは、そのようにしたいと思います。

その他、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事（４）に移ります。

本日３回目の審議となり、答申を予定している（仮称）えりも地区風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から、主な３次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○**事務局（五十嵐主事）** 使用する資料は、方法書の図書と資料４－１から資料４－３までとなります。

本案件につきましても、先ほどの苫東厚真と同様、３度目の審議となりますが、委員改選後、初の審議会なので、図書を用いて事業概要について簡単にご説明させていただきます。

まず、図書の３ページをご覧ください。

本事業は、えりも町に単機出力４，２００キロワットから５，５００キロワットの風車を最大６４基設置する計画となっております。

対象事業実施区域と風車の配置は、隣のページの図のようになっております。

次に、３０ページをご覧ください。

こちらは、対象事業実施区域及びその周辺におけるほかの風力発電事業が記載された図ですが、同じエリア内には、先行して３事業が環境影響評価手続中であり、特に中央部の右側の区域では４事業の区域が重なっております。

次に、８３ページをご覧ください。

こちらは、区域及びその周辺のEADASセンシティブティマップにおける注意喚起メッシュを示した図ですが、同区域は、シマフクロウやオジロワシなどの希少鳥類の生息情

報があり、注意喚起レベルA3及びBに分類されています。

次に、145ページをご覧ください。

こちらは、重要な自然環境のまとまりの場を示した図ですが、区域内には保安林や植生自然度9の植生が存在しております。

次に、187ページをご覧ください。

こちらは、配慮が特に必要な施設及び住居の配置の図です。次のページ以降はその拡大図ですが、区域内やその周辺には多くの住居や学校等が存在しております。

次に、228ページをご覧ください。

こちらは周囲の自然公園の状況の図ですが、区域の周辺には日高山脈襟裳国定公園が存在します。

以上、簡単ですが、事業概要の説明となります。

続きまして、資料4-1を用い、本事業についての質問とその事業者回答について、2次質問以前のものも併せて、2点に絞ってご説明させていただきます。

まず、2ページの質問番号2-10をご覧ください。

こちらは他事業との累積的影響についての質問で、3次質問にて、動植物の現地調査が他事業者と並行して行われる可能性があるため、他事業者と情報共有の上、調整などが必要ではないかと問いました。これに対して、事業者からは、他事業者の具体的な情報等が入手できた場合には、調査時期の調整等による人為的な攪乱による動植物への影響を考慮した調査計画を立案するとともに、その結果を用いて累積的な影響を含めて予測及び評価を行うとのことでした。

次に、11ページの質問番号6-49をご覧ください。

こちらは鳥類のバードストライクのリスク図についての質問で、区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を準備書に記載するよう求めました。これに対して、事業者からは、対象事業実施区域及びその周囲をメッシュ化して、年間予測衝突数を算出し、衝突数の数値を段階的に区切ってランク分けし、ランクが分かるよう各メッシュに配色した上で、風車位置と重ね合わせ、図上で衝突率の高低と風車位置の関係性が分かりやすいよう整理するとのことでした。

以上、簡単ですが、資料4-1の説明とさせていただきます。

次に、資料4-2についてご説明いたします。

こちらは、関係町長の意見です。

本事業の関係町は、えりも町と様似町です。

まず、えりも町長の意見は1点で、事業の実施に際しては、関係機関と十分に調整し、地域住民の生活や農林水産業に配慮することとのことでした。

次に、様似町長の意見です。

まず、総括的事項として5項目あり、適切な調査、予測及び評価を行い、事業計画に反映することを求める意見や地域住民等への情報提供などにより相互理解に努めることを求

める意見となっております。

次に、個別的事項として7項目あり、順に、騒音及び振動、水環境、地形及び地質、動植物及び生態系、景観、農業や漁業などの産業、そして、その他として老朽した風車の撤去や廃棄方法についての意見となっております。

資料4-2の説明は以上とさせていただきます。

次に、資料4-3の答申文(案)たたき台の説明をいたします。

本事業のたたき台については、最近のほかの方法書や同じくえりも町で進められております風力発電事業の方法書の答申をベースとして、審議過程を勘案し、作成しております。

まず、前文ですが、従来と同様に、1段落目では事業の概要を、2段落目では対象事業実施区域及びその周辺における地域特性の概要をそれぞれ整理し、3段落目では、本事業による環境影響を回避するため、総括的事項及び個別的事項に的確に対応することを求めています。

続いて、1の総括的事項に移ります。

(1)も従来と同様ですが、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を実施すること、最新の知見の収集や複数の専門家の助言を得て、調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、区域の絞り込みについてです。

本事業は、配慮書段階の区域から保安林等に配慮して区域を絞り込んだ結果、発電量の確保のために新しい区域を追加しておりますが、追加した区域の中には自然度の高い植生が存在するので、それを指摘し、絞り込みについての検討を行うことやその過程を準備書に記載することを求めています。

(3)は、累積的影響に関する意見です。

並行的に行われる現地調査に伴う人為的な攪乱による動植物への影響や事業による累積的影響について指摘し、適切な予測及び評価を求めており、また、事業者間の情報共有に努めることを求めています。

(4)は、住民等への積極的な情報提供に関する意見です。

こちらは、えりも町や様似町の意見においても求められており、積極的な情報提供や説明に努めることを求めています。

(5)は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。

こちらも従来と同様で、印刷やダウンロードを可能にすることや縦覧期間終了後の継続的な公表を求めています。

次に、個別的事項です。

(1)の騒音及び振動については3点としております。

まず、アでは、区域内及び周辺に住居や学校等が存在することから、騒音によるそれらへの影響の回避、低減を、イトウでは、他事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

次に、（２）は水質についてです。

アでは、区域内には、サケ・マス増殖事業が行われ、保護水面である歌別川があることから、濁水や土砂の流入による影響の回避、低減を、イでは、従来と同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所・集中的な降雨の傾向を十分に踏まえることを求めています。

次に、（３）は風車の影についてです。

こちらも基本的には同様ですが、アでは、区域及び周辺に住居や学校等が存在することから、風車を住居等から離隔することにより影響の回避、低減を、イでは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人により気になることがあるため、影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めています。また、ほかの項目と同様に、累積的影響について適切な調査、予測及び評価の実施を求めています。

次に、（４）は動物についてです。

アでは、哺乳類の捕獲調査に関して、十分な精度で調査、予測及び評価ができるよう、調査地域内の環境特性ごとに適正な調査地点及びトラップ数などを設定することを、イでは、コウモリ類の調査について、従来と同様に、専門家から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することを、ウでは、鳥類への影響について、シマフクロウの分布やクマタカ、タンチョウなどの希少な鳥類の生息情報について述べた上で、これら希少な鳥類の生息やバードストライク、移動経路の阻害等への影響について、専門家から助言を得ながら適切に調査、予測及び評価することを求めています。

「なお、」以下の部分は、バードストライクについて、対象事業実施区域及びその周辺における衝突リスクの分布と風車配置の関係を図示した上で評価を実施し、準備書に記載することを、「また、」以下の部分では、他項目と同様に、累積的影響について適切な調査、予測及び評価を求めています。

次に、（５）は植物についてです。

こちらも基本的には従来と同様ですが、アでは、重要な植物種や植物群落が確認された場合は土地改変を避けるなどの環境保全措置の検討を、イでは、外来植物の生息状況の把握や拡散防止対策を求めています。

次に、（６）は生態系についてです。

こちらも基本的には従来と同様ですが、アでは、注目種について、現地調査の結果を踏まえて、見直しを含めて検討の上、適切に選定することを、イでは、自然度の高い植生などについて、これらの区域の改変の回避を求めています。

次に、（７）は景観についてです。

アは、評価手法についてですが、対象事業実施区域は日高山脈襟裳国定公園に隣接していることや区域内やその周辺に日常的な視点場となるような市街地が存在しており、これらの地点からの景観への影響の懸念について述べまして、「このため、」以降で、地域住

民や観光客、国定公園利用者などの個人や団体に対して、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、結果を踏まえ、客観的に評価することを求めています。イでは、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項を示しており、「また、」以降は累積的影響について記載しております。

次に、（８）は人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

アでは、区域とアポイ岳ジオパークなどの人と自然との触れ合いの活動の場が近接していることにより、騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念されることから、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で工事の実施や施設の存在、施設の稼働による影響について適切に予測及び評価することを求めています。イでは累積的影響について記載しております。

最後に、（９）は廃棄物等についてです。

こちらも従来と同様に、廃棄物や残土の発生抑制や処分量等の把握を通じた適切な調査、予測及び評価の実施を求めています。

資料の説明については以上になります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明について、皆様からご質問やご意見をお願いしたいのですが、その前に本事業の非公開審議について確認したいと思います。

本案件の希少種に関し、委員の皆様からご質問やご意見等がある場合は、挙手あるいはそれに相当する方法で連絡をお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** 特にご要望がないようですので、本議事についての非公開審議は行わないことにしたいと思います。

それでは、ご質問やご意見がある場合には挙手をお願いします。

○**白木委員** 答申文（案）たたき台の（６）の生態系のイについて確認です。

大型鳥類や哺乳類の営巣やねぐらなどになる大径木を含む樹林地について、現地調査でその区域を明らかにすると書いてありますが、これはどこかに調査項目としてありましたか。

○**事務局（五十嵐主事）** 基本的には植物や動物の調査の際に確認するもので、大径木を含む樹林地を明らかにするための調査の記載はないです。

○**白木委員** 希少な動物たちの生息場所を潜在的に抽出し、区域を示して環境保全措置を検討することはとても大事なのですが、「現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で」と書いてあるので、何か別途の調査があるのか、あるいは、別途の調査項目を立てるよということなのか、何か必要ではないかなと思ったのです。あるいは、これまでの調査の中でそういうものがあつたということであれば、そう書くのが適切かと思いますが、それだとあまり意義が見いだせないかなと思います。

これは今までのQ & Aで何か問いかけをしていましたか。

○事務局（五十嵐主事） 本事業におけるQ&Aで大径木を含む樹林地の調査についての問いかけはしていません。

○白木委員 そうすると、恐らく、新たに調査をするようにということは言えないわけですね。

○事務局（石井課長補佐） ここについては存在する区域を明らかにすることは必要だと考えますが、必ずしも新たに現地調査をしなくても、ほかの調査のときに把握でき得るということもございますので、現地調査までは求めないということで、この文言を落とす形で修正を検討したいと思います。

○白木委員 ここを全部落としてしまうのですか。

○事務局（石井課長補佐） 全部ではなく、「現地調査により」という文言を落とすということです。

○白木委員 「現地調査により」を抜かして、「樹林地については、その存在する区域を明らかにした上で」ということですね。

○事務局（石井課長補佐） そうですね。

○白木委員 自然度の高い植生のほうは植生図を見れば分かるということですね。大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については特に書かずに、その存在する区域を明らかにした上でということですね。

○事務局（石井課長補佐） 「現地調査により」と明示されていることにより、そのことだけについての調査が必要というふうに受け止められるおそれがあるのであれば、ほかの鳥類調査あるいは植生調査で分かるかと思しますので、敢えて記載しなくてもよろしいのかなという判断でございます。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 答申文（案）たたき台の個別的事項の騒音についてです。

前の苦東の答申文（案）のイのところの不快感についての指摘があるのですが、今回の事業のように、区域の近くに住宅等がこれだけ張りついているところについては、苦東と同じように、準備書の段階で不快感についての記載をしていただきたいと思しますので、苦東のイの部分と同じ文言を（1）のどこかに加えられないでしょうか。

○事務局（五十嵐主事） この事業についても、委員のご指摘のとおり、区域内周辺に住居がたくさんありますので、苦東のイと同じような文言を追加するよう修正したいと思います。その際には、委員と意見調整等をさせていただければと思います。

○露崎会長 ほかにございませんか。

○奈良委員 今回の地域は、東側に複数の計画が重なってありました。洋上風力の場合は、複数あっても指定区域になれば1社がやることになっているようですが、地上の場合、同じ区域に複数業者の計画があるときにどのような整理をされるのですか。

○事務局（石井課長補佐） 実は、地上についてはルールがございませんので、正直に申し上げて、条件が整って着手した者勝ちとなるのかなと思います。それは、ほかの許認可

等の進捗状況、土地の借り上げなりの手続状況、送電線網への接続の絡みがあるかと思いますが、基本的に調整機能は存在していません。

場所によってはある事業者が先にやってしまったらできませんねというところもあるようですが、今のところ、ここについては調整という話は伺っていない状況です。

○**露崎会長** ほかにございますか。

○**大原委員** 三つ目の答申文を見せていただいて、構造がだんだんと分かってきました。

動物のところは哺乳類とコウモリと鳥になっており、方法書の中には無脊椎動物のザリガニや昆虫が入っていますが、特に方法に問題がなければこの答申には書かないという方向なのか、あるいは、無脊椎動物の小さい昆虫たちの環境影響評価も非常に重要なので、環境全体を見るためにきちっとやってくださいという一文がもし大枠としてあれば、次の答申文からそれがきちっと入るのかなと思うのですね。

この辺りについてはいかがでしょうか。

○**事務局（五十嵐主事）** 答申文（案）は、委員のおっしゃるとおり、ほかの案件の枠と比較して作成しております。例えば、えりもでいえば、アの哺乳類の捕獲調査は、ほかの審議案件で押田委員からご意見をいただいて入ってきているもので、イとウは、風力発電ですので、バットストライク、バードストライクの影響が多いために入っているのですが、昆虫についてはあまり議論がなかったため、入っていないということです。

○**大原委員** 私の知る限りでは、風力発電の翼にすごい量の昆虫がへばりつくのですね。あれは、コウモリの餌であり、鳥の餌であり、さらに風が起ることにより下草がかなり乾いてきて、青森なんかではチョウチョウがいなくなるということが起きていますので、やはり基本的なところの調査は徹底するべきだと思います。

植物のアには、3行ですけれども、基本的な調査をやって重要なものが出てくれば注意することという文言がありますので、昆虫やザリガニなどの無脊椎動物についても似たようなことを準備しておく業者の方は方法書の段階できちっと認識できるのではないのでしょうか。

○**事務局（五十嵐主事）** 昆虫については、植物のような形になるか、希少種のどの種がという形になるかはご相談させていただきたいのですが、係内で検討させていただきます。

○**露崎会長** これから大原委員がこういう情報を与えてくれますと、答申文がどんどんよくなっていくと思っているので、よろしくお願いします。

ほかに質問や意見等があれば、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○**露崎会長** ほかにご意見やご質問等がないようですので、本日ご審議いただきました（仮称）えりも地区風力発電事業環境影響評価方法書についての答申文（案）に関しましては、まず、騒音に関する文言をいずれかの場所で訂正すること、動物にも植物のように無脊椎動物等を含めた調査の重要性の文言を足せるかどうかを検討すること、生態系の調査は「現地調査により」という言葉を削る方向で修正したいと思いますが、よろしいでし

ようか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、そのようにいたします。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行いますが、先ほどの修正点については発言委員の方々と事務局とで調整することになると思います。

これをもちまして、本日の議事は全て終了です。

事務局から連絡事項がありますので、よろしくをお願いします。

#### 4. 閉 会

○事務局(石井課長補佐) 皆様、本日は、3件の議事について、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。また、露崎会長もありがとうございました。

今回から新しく委員になっていただきました皆様につきましては、各案件の途中からのご参加ということで、説明の足りない部分があったかと存じますけれども、申し訳ございませんでした。

さらに、1点、今日の出席者名簿に間違いがありましたので、ご案内させていただきます。出席者名簿の先崎理之委員の肩書が間違っていました。正しくは助教でございますので、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

次回の令和3年度北海道環境影響評価審議会は、第22期の審議会としては2回目ですが、4月に前期の最後の審議会を開催しておりますので、今年度としては3回目となります。これについては、今のところ、8月中に札幌市内の会議室等での開催を予定しております。後日、委員の皆様には日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等も踏まえ、今回と同様、オンライン開催とする、あるいは、開催方法を変更することもあり得ますので、あらかじめご了承願います。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれをもって終了いたします。

長い時間、どうもありがとうございました。

以 上